

平成 26 年 2 月 28 日

平成 25 年度

ミャンマー連邦共和国

法制度調査報告書

森・濱田松本法律事務所

ミャンマー法制度調査プロジェクトチーム

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

はじめに

ミャンマーでは、2013 年も法制度及び運用の整備が急ピッチで進められた。弊職らは、2012 年度に 2013 年 1 月時点でのミャンマーの会社法、債権法、労働法、物権法、民事訴訟・仲裁法及び外国投資法制について調査を実施したが、本報告書は、特にその後運用等に変化があり、かつ、外国企業による投資において重要性の高い会社法、外国投資法制及び外貨送金制度の各分野について、2014 年 1 月時点での状況を改めて調査したものである。また、ミャンマーでは会社法の改正が検討されていることから、本報告書では、弊職らの調査及び実務上の経験に照らして、現行会社法の問題点と改善策の報告も行っている。

2012 年度調査と 2013 年度調査の報告書の内容を対比すると以下のとおりとなる。

2012 年度調査	2013 年度調査	変更内容
会社法	会社法	2012 年度版作成時からの運用の変更等について改訂を行ったもの
債権法	—	更新なし
労働法	—	更新なし
物権法	—	更新なし
民事訴訟・仲裁法	—	更新なし
外国投資法制	外国投資法制	2012 年度版作成時からの運用の進展や改正特別経済地域（SEZ）法について記述の追加等を行ったもの
—	会社法の問題点と改善策	2013 年度に新たに調査・報告を行ったもの
—	外国送金法制	2013 年度に新たに調査・報告を行ったもの

なお、ミャンマーにおいては、法令の解釈、実務の状況及び判例・裁判例に関する文献がほとんど存在しないという事情があるため、本調査及びその基礎となった前回の調査においては、この点を補うために、ミャンマーの法律家からの聞き取りや書面回答による調査協力を広く得た¹。これによって得られた法令の解釈や実務に関する情報も可能な限り、

¹ 本調査に協力いただいた団体名（アルファベット順）は、以下のとおりである。ここに深く感謝申し上げます。

Jeff Leong Poon & Wong 及び JLPW Legal Services (Myanmar) Co Ltd
Kelvin Chia Yangon Ltd
Myanmar Legal Services Limited
ZICOLaw Myanmar

本報告書に盛り込んでいる。もっとも、このような事情から、調査の情報源は限定的にならざるをえず、また、ミャンマーにおける法令及び実務は日々変化しているため、実際にミャンマーの法令を利用する際には、都度ミャンマーの最新事情を別途確認する必要があることにはご留意いただきたい。

本調査は、法務省法務総合研究所国際協力部からの委託を受けて実施したものである。同部教官の國井弘樹氏には、前回の調査に引き続き多大なるご協力をいただいた。

また、弊事務所においては、12名の弁護士がミャンマー法制度調査プロジェクトチームを組成し、本報告書の作成を担当した。

本報告書の作成にご協力下さったすべての方に深く感謝申し上げるとともに、本報告書が今後のミャンマーの法制度の発展とミャンマーと日本の絆の深まりに少しでも寄与することを心より願っている。

2014年2月28日

ミャンマー法制度調査プロジェクトチームを代表して

森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス

共同代表パートナー弁護士 武川 丈士

同 小松 岳志

【目次】

はじめに

第1部	ミャンマーの会社法.....	5
第2部	ミャンマーの会社法の問題点と改善策.....	72
第3部	ミャンマーの外国投資法制.....	112
第4部	ミャンマーの外国送金法制.....	134

【調査担当者一覧】

部	テーマ	調査担当者
第1部 第2部	会社法・現行会社法の問題点と改善策	小松 岳志 戸嶋 浩二 眞鍋 佳奈 二見 英知 峯岸 健太郎 梅津 英明 佐藤 貴哉 飯田 拓巳 文堂 友寛 田中 亜樹 中野 玲也
第3部	外国投資法制	石本 茂彦 武川 丈士 眞鍋 佳奈 文堂 友寛
第4部	外国送金規制	武川 丈士 文堂 友寛